

## 〇〇〇自主防災会規約（モデル）

### （名称）

第1条 この会は、〇〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

### （事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇〇〇〇に置く。

### （目的）

第3条 本会は、（例：住民の隣保共同の精神に基づく）自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### （事業の内容）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 防災知識の普及・啓発
- （2） 災害危険の把握
- （3） 防災訓練
- （4） 災害時要援護者対策
- （5） 防災資機材等の備蓄及び管理
- （6） 災害時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等の応急対策

### （会員）

第5条 本会は、〇〇〇町内会内にある世帯をもって構成する。

### （役員を選任）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 1名
- （3） 防災委員 若干名

2 会長は、町内会の会長が務めるものとする。

3 役員は、会長が指名した者とする。

4 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任することができる。

### （役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

(会議の開催)

第8条 本会に、役員会を置く。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長、防災委員によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、役員会が特に必要と認めた事。

3 前項で決定した事項については、至近の〇〇〇町内会総会において承認を得なければならない。

(防災計画の作成等)

第10条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 自主防災組織の編成及び役割分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練に関する事。
- (5) 災害時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水、災害時要援護者対策、他組織との連携及び防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。
- (6) その他必要な事項

(自治振興会・町との連携)

第11条 本会の活動にあたっては、自治振興会・町と常に連携し、情報の入手や意見交換等を行っていくこととする。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、〇〇〇町内会の会計をもってこれにあてる。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から実施する。